



10月末から急に寒くなりました。今年は例年より10日早く10月30日に木枯らし1号が吹いたそうです。この「木枯らし1号」、天気予報で聞いてなんとなく知ってはいましたが、定義は「晩秋から初冬にかけて吹く、初めての北寄りのやや強い風」となっているのだそうです。木枯らし1号が吹いた翌日は穏やかな小春日和になることが多く、その後木枯らしが吹く間隔が短くなり本格的な冬を迎えます。乾燥して風邪をひきやすい季節です。体調管理に気を付けて毎日を過ごしましょう！

～ Q&A ちょっとした疑問を解決！ ～

Q1. 役員に決算賞与を支給したいのですが、節税になりますか？

A. 役員への決算賞与は、基本的に損金に出来ません。

役員賞与を損金にするには、「役員報酬に関する株主総会の決議日から1カ月」と「決算から4カ月」のいずれか早い日までに、支払の時期と金額を税務署に届け出る必要があります。なお事前に届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合は、支給額の全額が損金になりませんので注意が必要です。翌期も好業績が続く見込みであれば、検討してはいかがでしょうか。



Q2. 社宅の一室を役員に貸し出す際に注意する点がありますか？

A. 社宅の家賃が税法上の「賃貸料相当額」よりも安いと、その差額が給与と見なされ課税されます。

「賃貸料相当額」は社宅の法定耐用年数、固定資産税額、床面積などの数値を基にした算式で計算します。ただし、床面積が240㎡を超えるような豪華な社宅の適正家賃は、一般貸しする際の時価で判断します。豪華かどうかの判断は床面積以外にも内外装の状況を勘案して判定することになっており、床面積240㎡以下でもプール等特殊な施設があると豪華社宅とみなされます。

Q3. 役員登記していない妻が経営に参画しています。給与は損金に出来ますか？

A. 経営の意思決定に深く関わる立場の人は、役員登記していなくても税務上の「みなし役員」となり、会社が支払う報酬は毎月定額支給する部分を除き、損金に出来ません。

法人税法上の役員の定義の範囲は会社法より広く、下記のいずれかで会社の経営に従事していると、肩書にかかわらず役員と見なされることがあります。

- ① 使用人以外の人
 - ② 本人や親族の株式所有割合が高い使用人
- みなし役員に支払う給与は税務上の役員給与となりますので、賞与が損金にならない等税務上不利な扱いになります。



Q4. 銀行から受け取った「振込明細」は領収書の代わりになりますか？

A. 振込明細だけでは税務手続きに必要な領収書とはみなされませんが、納品書、請求書、契約書などの他の書類と合わせて内容が分かるようにしておけば税務署に支払いの事実を否認されることはありません。

【年末調整の書類をなくしたらどうする?】

皆様のご自宅にも生命保険料控除証明書等の年末調整の資料が
続々と届いているのではないのでしょうか。

届いた資料はなくさないよう保管して頂きたいのですが、もしなく
してしまったらどうすればよいのでしょうか。

最初に考えられる手段は再発行です。年末調整の書類提出期限まで
まだ時間的に余裕があるなら、保険会社等の該当機関に連絡して、
証明書を再発行してもらいましょう。

保険会社の最寄りの支店や営業所などの窓口に行
って、再発行してもらう手もありますが、会社
によっては窓口での再発行を受け付けないところ
もあるようですので、事前に連絡して確認してから出向くようにし
ましょう。

毎年金額が同じ保険料等、控除金額の正確さに自身がある方は、書
類に金額だけ記載して、後日再発行された書類を提出するという方
法も考えられます。

再発行も間に合わず、金額についても自信がないというときは、書
類を何とか見つけるか再発行してもらった後に、ご自身で確定申告
していただくほかありません。

給与所得者の確定申告は年明け 1 月 4 日から受け付けてもらえる
ようです。

後々面倒なことにならないよう、書類はしっかり保管しましょう!



☆年末調整のネット申請☆

政府の税制調査会が、これまで紙の書
類でやりとりをしていた生命保険料
控除や住宅ローン減税などの適用に
必要な年末調整の手続きを、会社員
がインターネットで完結できる仕組
みを整える認識でおおむね一致しま
した。2018 年度税制改正大綱に盛
り込まれる見通しです。

現状では、従業員が生命保険料控除
等の控除証明書を保険会社等から郵
送で受取り、所定の申告書に書き込
んで勤務先に提出する必要があるた
め煩雑になっています。

見直しでは、これらの証明書を電子
化した状態で受取り、新たなシステ
ム上で申告書を作成、それを会社に
提出することで従業員の作業が完了
する仕組みを予定しているようです。

※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを
公開しております。税務にまつわる話や日常のできごと
などを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください
い。< <http://ameblo.jp/yaraichotax/> >

今月のあなたの運勢

☆血液型編☆

A 型	B 型	O 型	AB 型
あまり細かい気づかいをし ている余裕がないかも。 目の前の事に集中し、 一つ一つ片づけていきま しょう。	初めて体験することが多 くなりそう。慣れない状況 に戸惑いますが、乗り越 えた後は大きな充実感 を感じられるでしょう。	あなたの実力が周りから 評価され、多くの人から 注目されます。活躍の場 を与えられ、多くのチャン スを得るでしょう。	あれもこれもと欲張ると、 どれも中途半端な結果 になりがち。どんな状況で も冷静さと慎重さは忘れ ずに!



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。